

お知らせ

令和2年6月10日

資料提供先 鳥取県政記者会
鳥取市政記者クラブ

河道内土砂の有効活用

～河道内掘削に伴う発生土の受け入れ地等を募集します～

国土交通省 鳥取河川国道事務所では今年度に河道内土砂掘削を実施する予定と
しています。

この河道内掘削で掘削残土（以下、「建設発生土」という。）の発生が予想され
ています。

当事務所では、河川環境に配慮した掘削方法を検討するとともに関連工事や自治
体による他の公共事業での利用を進め事業を円滑に進めようとしていますが、更な
る建設発生土の有効利用を図るため、別添の募集要領により、砂利採取者の募集を
行うと共に、窪地の埋立や低地の嵩上げ等を目的とした埋立（盛土）等での受入地
を募集することとしました。

募集受付期間 : (砂利採取) 令和2年7月1日(水) ～ 令和2年10月30日(金)
(発生土の受入地) 令和2年7月1日(水) ～ 令和2年10月30日(金)

予定工事期間 : 令和2年7月 ～ 令和2年12月

添付資料（募集資料）

- ・ 位置図
- ・ 砂利採取の募集について（要領、申込書）
- ・ 発生土の受入地の募集について（要領、申込書、覚書案）

問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

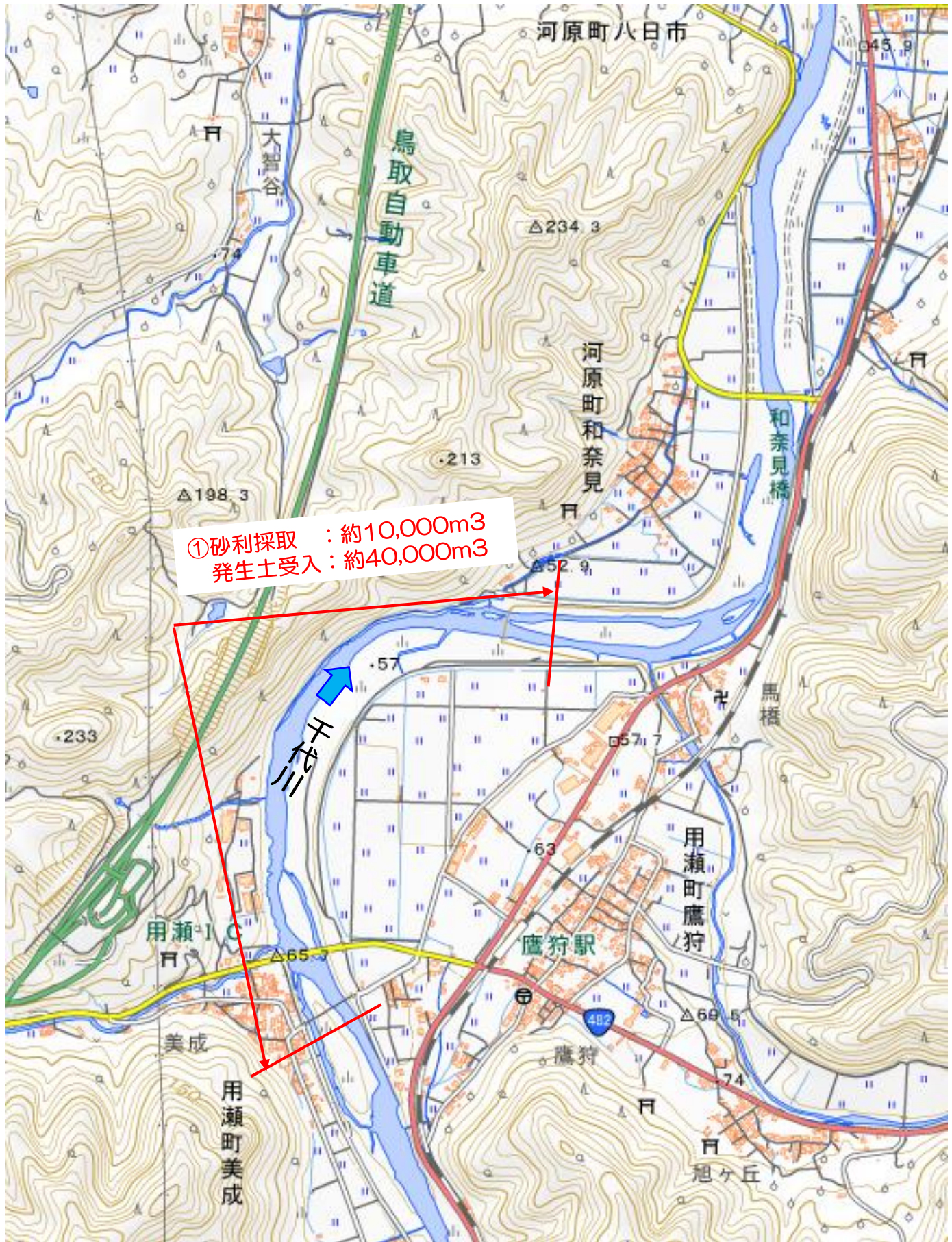
副所長(河川) はまだ 浜田 けんいち 健一

【担当】工務第一課長 いわた 岩田 てるき 輝貴

TEL 0857-22-8435 (代表)

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。
鳥取河川国道事務所HPアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

位置図-1 (鳥取県鳥取市河原町美成地先)



位置図-2 (鳥取県鳥取市吉成地先)



②発生土受入：約10,000m3

千代川

新袋川

大道路

国道29号線

国道53号線

鳥取河川国道事務所が実施する千代川改修掘削箇所における砂利採取の募集について

1. 募集の趣旨

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所では、今年度河川掘削工事を実施する予定としております。掘削の実施にあたっては、河川環境にも配慮しながら行うものとしております。

一方で、掘削に伴い発生する土砂（以下、「発生土」という。）を効率的に処理するため、その有効利用を図ることも必要となっております。

については、発生土の有効活用の観点から、鳥取県知事より砂利採取業者登録証の交付を受けており砂利採取（砂利の販売等）をお考えの方を対象に、発生土採取者の募集をします。

2. 予定工期等

予定工期：令和2年7月 ～ 令和2年12月まで

掘削箇所：①鳥取県鳥取市用瀬町美成地先 : 約 10,000m³

土質：砂礫（第1種建設発生土）又は細粒分まじり礫（第2種建設発生土）

なお、土質については現地の状況により変わる場合があります。また、砂利採取期間については掘削工事作業の完了後の12月以降を予定しております。

3. 応募要件

(1) 応募できる方

砂利の販売等を目的に上記の掘削場所において発生土の採取を希望される方で次の各要件を満たす方。

① 鳥取県知事より砂利採取業者登録証の交付を受けていること（又は令和2年12月までに交付見込みであること）

②実施にあたっては、別途、砂利採取法第16条に基づく採取計画の認可申請及び河川法第25条に基づく土石等の採取許可申請が必要となります。

※土地造成等を目的（砂利採取（砂利の販売）を目的としない）場合には、別添の「鳥取河川国道事務所が実施する千代川河川改修箇所における発生土の受入地の募集について」を参照ください。

4. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：令和2年7月1日（水）～令和2年10月30日（金）

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 砂利採取意向申込用紙 → 様式-A
- ② 砂利取業者登録証の写し
- ③ 砂利採取業務主任者試験合格証又は認定証の写し
- ④ 採取土の搬出先の位置及び搬入ルートを示した地図
- ⑤ 採取土の搬出先の土地所用者の同意書等
- ⑥ その他

5. 応募後

(1) 応募後、申し込み記載の採取予定運搬距離、搬出量等を考慮のうえ候補とし、当事務所にて選考させていただきます。

なお、選考基準としては、候補地までの運搬距離及び他の公共事業等の建設発生土受入状況、受け入れ量等を総合的に判断し候補を決定します。その結果は、その都度応募者へ通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することは出来ません。

(2) 砂利採取の実施にあたっては、事前に採取計画について調整し、砂利採取法第16条に基づく採取計画の認可申請及び河川法第25条に基づく土石等の採取許可申請を行うことが必要となるほか、鳥取県への土石採取料の納付が別途必要となります。ただし、申請の結果許可が得られなかった場合には、選定を無効とします。

なお、採取予定箇所の範囲、掘削断面等の詳細については、別途提供します。

6. その他留意事項等

- ① 発生土の搬出及び搬出先での管理日程は、応募者の責任において行っていただきます。
- ② 不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、建設発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。
- ③ 採取予定時期が出水期（6月10日～10月20日）にかかる場合には、機材の配置等制約が掛かることもありますのでご了承願います。

7. 問い合わせ及び提出先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1859

担当：占用調整課 佃、檜崎

申込日 令和 年 月 日

砂利採取「希望申込書」

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所長 様

郵便番号：
住 所：
氏名又は名称：
(代表者名)：

千代川改修掘削箇所における砂利採取の希望を申し込みます。

○砂利採取の予定に関する事項

砂利採取業者 登録番号	
登録年月日	
砂利採取業務主任者氏名	
採取土砂の総数量	立方メートル
採取した砂利の用途	<input type="checkbox"/> 建設業者、 <input type="checkbox"/> 砂利販売業者、 <input type="checkbox"/> 生コンクリート業者、 <input type="checkbox"/> 自家消費、 <input type="checkbox"/> その他 ()
搬出先の所在地	
採取予定時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

○連絡先

所属名称：
担当者氏名：
電話番号： (内線)

次の資料を添付ください、

- 砂利採取業者登録証の写し
- 砂利採取業務主任者試験合格証又は認定証の写し
- 採取土の搬出先の位置及び搬入ルートを示した地図
- 採取土の搬出先の土地所用者の同意書等（借地等の場合）
- その他

鳥取河川国道事務所が実施する千代川改修掘削に伴う発生土の受入地の募集について

1. 募集の趣旨

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所では、今年度河道内掘削工事を実施する予定と
しています。

掘削の実施にあたっては、河川環境にも配慮しながら行うこととしております。一方で、掘削
に伴い発生する土砂（以下、「発生土」という。）を効率的に処理するため、その有効活用を図る
ことが必要となっています。

ついでには、窪地の埋立や低地のかさ上げ等を目的に埋立（盛土）をお考えの方のご所有地を受
入地とした、発生土の有効利用の試行を図りたいと考えています。

2. 予定工期等

予定工期：令和2年7月 ～ 令和2年12月

掘削箇所：①鳥取県鳥取市用瀬町美成地先 : 約 40,000m³

②鳥取県鳥取市吉成地先 : 約 10,000m³

土 質：砂礫（第1種建設発生土）又は細粒分まじり礫（第2種建設発生土）

なお、工期中に年末・年始等により長期工事休止を行うことがあります。また、土質につい
ては、現地の状況により変わる場合があります。

3. 応募要件

応募できる方は、令和2年7月～令和2年12月の間で埋立等の土地造成等を予定しており、
近隣地域に土地を所有或いは貸借されている方で、下記の要件を満たす方。

- ① 砂発生場所からの運搬距離が、50km以内の位置に存在すること（鳥取河川国道事務所
による土砂の運搬を選択する場合）。（土砂発生場所は、別図のとおり）
- ② 当該土地造成地等の所有者或いは貸借者（ただし、貸借の場合は、所有者の同意が必要）。
- ③ 埋立（盛土）土量が、1か所当たり概ね1,000立方メートル程度以上。
- ④ 大型ダンプトラック（10t車）で土砂の搬入ができること。
- ⑤ 法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、開発規制法令等によ
る県知事等の認可関係手続きが完了、或いは申込み時迄に手続き完了見込であること。

※砂利採取（砂利の利用）を目的とする場合には、別添の「鳥取河川国道事務所が実施する千代川改修掘削箇
所における砂利採取の募集について」を参照ください。

4. 応募期間及び方法

(1) 応募期間：令和2年7月1日（水）～令和2年10月30日（金）

(2) 必要書類：次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ① 発生土「受入申込用紙」 → 様式－1
- ② 土地所有者の同意書
- ③ 埋立等の許可証の写し
- ④ 埋立位置及び搬入ルートを示した地図
- ⑤ その他

5. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

なお、選考基準としては、候補地まで運搬距離及び他の公共事業等での発生土受入状況等を総合的に判断し候補地を決定します。

また、その結果は、その都度応募者へ通知致しますが、選考内容に関するお問合せにつきましては公表することはできません。

6. その他留意事項

- ① 建設発生土の搬入（運搬）は、当方が行います。（無料）
- ② 運搬を当方が行うことを選択した場合にも発生土搬入後の作業等（敷均し・締固め、及び土砂流出措置）は、応募者で行って下さい。（覚書第8、9、11条参照）
- ③ 候補地確定後、他の公共事業より発生土の搬入要請があった場合、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ④ 搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、申し込み者において確実に行ってください。
- ⑥ 搬入に際しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民への対応は応募者で必ずお願いします。
- ⑦ 建設発生土搬入後の管理については、応募者の責任において行っていただきます。
- ⑧ 搬入した発生土の利用は盛土材としての利用に限られ、骨材資源を回収し土石等として販売することはできません。
- ⑨ なお、砂利採取（砂利の利用）を目的とする場合には、別添「鳥取河川国道事務所が実施する千代川改修掘削箇所における砂利採取の募集について」を参照ください。
- ⑩ 不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

7. 問い合わせ及び提出先

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1859

担当：工務第一課 岩田、坂本

発生土「受入申込書」

国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所長 様

郵便番号：
住 所：
氏 名

発生土の受入れについて下記のとおり申し込みます。

○許可等を受けた事業に関する事項

事業名称	
法令等の名称	
許可等の時期及び許可等の番号	年 月 日 第 号
許可等の区域の位置	
許可等の区域の面積	平方メートル
土砂埋立行為を行う土地の面積	平方メートル
搬入する土砂の総数量	立方メートル
工事予定時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

○連絡先

所属名称：
担当者氏名：
電話番号： (内線)

次の資料を添付ください・

- 土地所有者の同意書（借地等の場合）
- 埋立等の許可証の写し（又はその見込みが分かる資料）
- 埋立位置及び搬入ルートを示した地図
- その他

:

「鳥取河川国道事務所」の千代川改修掘削に伴う建設発生土の受入に関する覚書（案）

国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長を「甲」、〇〇〇〇を「乙」として覚書を締結する。

第1条 甲は、乙に対して建設発生土の搬入（住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）を行うものとする。ただし、他の公共事業（以下「公共事業」という。）で必要となった場合、公共事業への搬入を優先するものとし、申し込み時の搬入量を保証するものではない。

第2条 甲は、覚書締結後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、または、他の応募者への搬入が明らかにコスト的に有利な場合は、そちらへの搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできない。

第3条 乙は、搬入土の土質的条件及び搬入土に関するその他条件を指定しないものとする。
なお、搬入前に甲乙立ち会いのもと、搬入土に産業廃棄物等が混入していないことを確認するものとする。

第4条 乙は、甲以外からの搬入土を受け入れる場合、あらかじめ甲に協議するものとする。
なお、乙は甲以外から搬入土を受け入れる場合は、産業廃棄物及び汚染土壌等を含む土砂を受け入れてはならない。

第5条 建設発生土搬入に対して、搬入路・待避路が必要な場合は、甲乙協議のうえ整備するものとする。その際、土地の買収・借地が必要な場合は、乙の負担により必要な用地を確保するものとする。

第6条 乙は、甲による搬入土の搬入開始日までに周辺住民・事業所等に対し建設発生土の受入、期間等を周知して周辺住民等の協力を得るものとし、搬入期間内に苦情・問い合わせ等があった場合は甲乙協力のうえ速やかに対応する。

第7条 搬入期間内の苦情等について、乙の周知不足等が原因である場合、甲は土砂搬入を中止する事が出来るものとする。

第8条 乙は、建設発生土搬入までに支障となる物件等の移設解体及び立木の伐採・抜根、除草を行うものとし、それらの処分は指定の処理施設において行うものとする。

第9条 建設発生土の搬入に伴い、流末の処理・水抜き対策・法面保護及びその他の対策が必要となった場合は、乙の負担により適切に処理するものとする。

第10条 建設発生土の運搬は、甲が行うものとする。ただし、甲乙協議により、乙が運搬を行うことが妥当と判断される場合は、乙の負担において実施することが出来るものとする。

第11条 甲は、埋土の敷均し・締固めは行わないため、建物の建築予定箇所等で敷均し・締固

めが必要な場合、乙の負担により実施するものとする。

第12条 乙が建設発生土の敷均し及び締固めを行う場合は、甲の搬入計画に支障とならないよう調整を行うものとする。尚、搬入計画に支障を及ぼすと認められる場合は、搬入予定量に達していなくとも搬入を中止する場合がある。

第13条 乙は、建設発生土搬入に支障をきたさないよう敷地内の運営・管理を行い、疑義等が生じた場合、速やかに対応しなければならない。

第14条 乙は、甲から受け入れた建設発生土を営利目的に使用したり、他の箇所に搬出してはならないものとする。このことは、搬入完了後においても同様とする。

第15条 乙は、不正な利益(暴力団等の資金獲得活動等)を得る目的で、建設発生土の利用を行うことはできないものとする。万一不正な行為が発覚した場合には、土砂搬入を即刻中止するとともに、警察等関係機関に通報するものとする。

第16条 工事車両等の搬入口及び出口については、甲乙協議の上必要に応じて交通誘導員を配置し、通行車両等の安全を確保する対策を講じるものとする。

第17条 乙は、甲による建設発生土の搬入が完了した場合は、すみやかに別紙確認書を甲に提出するものとする。

(雑則)

この覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(附則)

この覚書は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 国土交通省中国地方整備局
鳥取河川国道事務所長

(乙) ○○○○○○